

27. 老朽化した公共施設、公用施設の改修等に対する財源措置について

中国部会提出
説明担当 備前市

地方自治体が保有する庁舎、市民会館、公民館、社会体育施設などは、整備から相当の年数が経過したものが多く存在しており、これらのエレベーターやエアコンなどの設備の老朽化によって不具合を発生しているのが現状である。

特に、エレベーターの不具合は安全・安心に直結するものであるため、早急に改修する必要があるが、改修により構造を大きく変更し、また、大幅に機能アップが図られるなどの場合を除いて地方債などの財源措置がないのが現状である。

また、道路施設は永続的に維持管理が必要な公共施設であり、住民のみならず利用するすべての人々の安全確保のために長期的スパンで修繕事業を実施しなければならないが、道路施設の予防的な道路修繕及び橋長15m未満の橋りょう修繕事業に補助金・起債充当等の財政措置がない現状である。

老朽化した公共施設、公用施設の設備の改修等に対して、規模、構造などが改修・修繕前と同等であっても、構造物の大部分を更新する場合は、地方債を財源とすることができるよう財政措置の整備を強く要望する。